

新型コロナウイルス感染拡大に関する「緊急事態宣言」を受けまして

積水マテリアルソリューションズ株式会社は、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく「緊急事態宣言」を受けまして対象7都府県下の拠点に勤務する全社員について、在宅勤務等の体制とすることと致します。

対象・勤務体制について

2020年4月8日から5月6日までの間、東京本社、北関東営業所（埼玉）、西日本事業所（大阪）、水無瀬事業所（大阪）、九州営業所（福岡）に勤務する全社員は原則、在宅勤務または自宅待機とします。

当社は今後も社員やお取引先様の安全を最優先に感染拡大防止に努め、政府、各自治体の行動計画に基づいた措置をとると共に適切な事業継続を図って参ります。お取引先様におかれましては、ご不便、ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご理解をたまわります様、お願い申し上げます。